

<p>請願番号</p>	<p>請願第40号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成25年11月28日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>支援の必要な重度身体障害者が大学生活を続けるために、公的な介助・支援の実現を求める請願</p> <p><b>【請願要旨】</b>          意欲ある重度身体障害者が大学生活を続けるために、必要な介助・支援の公的制度化実現を求める。</p> <p><b>【請願理由】</b>          宮崎県におかれましては、以前よりスクールサポータの派遣などの制度を充実して頂き、学校生活で支援の必要な重度身体障害者の就学にご尽力いただいております。その結果、高校卒業までは順調に学校生活を送ってることが出来ました。また、大学においても、トイレの改修や一般教室での車椅子用機の設置、授業中の配慮など、努力を頂いて居りますが、以下のような学業を続けるための身辺介助のソフト面での充実実現のため要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本年3月、進行性筋ジストロフィー患者が宮崎大学に合格しました。在宅では受けられる身辺介助が大学生活の中では受けられないために、学生生活が難しい状態である。</li> <li>2. 学内での生活介助には、授業中に行われる学習支援介助（授業を受けるための介助や姿勢維持介助など）と通学及び休み時間や空き時間に行われる生活介助身辺介助（トイレ・食事介助、姿勢維持介助など）の部分がある。それらは、現在通学介助を含め、親と高齢者ボランティアが行っているが、大きな負担になっている。</li> <li>3. 現制度では、通学の一部を除き、大学内での身辺介護は公的な身辺介護制度から放置されている。</li> </ol> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援の必要な障がいを持った学生の大学への通学、及び大学構内での学習介助・生活介助支援</li> <li>2 支援の必要な障害者がいる県内大学に対する合理的配慮の実現の要望</li> <li>3 文部科学省及び日本学生支援機構へ、学習支援・生活支援介助などのソフト面を含めた、大学内における合理的配慮実現の</li> </ol>		

	<p>ための制度改革、または運用面での配慮要請等の、意見書の提出</p> <p>以上3点の実現を願います。</p>
紹介議員	<p>山下 博三                      鳥飼 謙二                      田口 雄二 重松 幸次郎                      有岡 浩一                      前屋敷 恵美 徳重 忠夫                      井上 紀代子                      松村 悟郎</p>
摘要	